



ひろば

二つの判決と10年目を迎える原発事故 第5回「原発と人権」の準備進む

1 この3月、福島原発事故の被害者訴訟で、全国各地の控訴審の皮切りとなる2つの判決があった。

3月12日、初の高裁判決が仙台高裁で言い渡された。浜通りの避難者訴訟である。原告らが請求していたのは、財物損害のほか、2つの慰謝料、避難生活についての避難慰謝料と、地域生活そのものの全面的な破壊・剥奪による「故郷喪失慰謝料」であるが、判決は、避難慰謝料を一定増額するとともに、故郷喪失の被害の意味を正しく評価し、損害賠償を明確に認めた。その認容額は原告らの請求金額には遠く及ばないとはいえ、極めて大きな意味を持つものであった。弁護団も「现阶段における被害地域の状況に関する、原告らの主張・立証を受け止め、その実態を正しく判示している。」と評価している。この判決でもう一つ大きな意味を持ったのは、東京電力の加害性、悪質性を明確に指摘し、慰謝料の増額要素にしたことである。判決は東電の「対応の不十分さは、誠に痛恨の極みと言わざるを得ず、慰謝料算定で重要な考慮事情とすべき」と断罪している。

他方、3月17日の控訴審判決の2つ目、東京高裁の南相馬の住民たちの訴訟では、原審に引き続き、避難慰謝料と別に「故郷喪失慰謝料」を認定したものの、総額約11億円弱の賠償を命じた原審から約7億3000万円も減額し、総額約3億6000万円の支払いを東電に命じた。原告らは「納得できない。なぜ被害状況をわかってくれないのか」と悔しさをあらわにしたと報じられている。

これらの判決の積極部分をどう生かして国の政策転換を迫る運動をいかに広げていけるかが今後の課題なのであろう。

2 私たちは、今月で、あの原発事故から10年目を迎えた。未だに、ふるさとに帰れない避難者は、9万～10万人と推定されており、様々に新たな困難も発生している。事故を風化させるところではないはずである。にもかかわらず、東電はADRの和解案も次々と拒絶し、政府は、被害者への補償、賠償を打ち切り、原発の再稼働

を強行している。原発が安全なものでないことが明らかとなり事故原因すら十分解明できていないのに。原発事故の被害の膨大さ、過酷さ、被害の回復の困難さが身にしみたはずなのに。使用済核燃料の処理方法すら未だ確立できないでいるのに。除染を含む事故後の原発の廃止措置は大きな困難とリスクを抱えて遅々として進まないのに。本当に腹立たしく、歯がゆい思いである。こんな状況をなんとしても打ち破り、転換していきたい。被害者に寄りそった被害回復・復興、そして脱原発を実現したい。

3 そんな思いで、第5回「『原発と人権』全国研究・市民交流集会 in 福島」の準備が進められている。

「『原発と人権』全国研究・市民交流集会 in 福島」は、原発問題に関心を持つ、ジャーナリスト、研究者、法律家、医者、そして市民と諸団体が集まって、事故の翌年である2012年3月に第1回を、その後2年ごとに福島大学をお借りして4回まで開催してきた。その時々課題の研究・交流と、何よりも被害の実情に目を向け、学ぶことを大切に取組まれてきた。今年は第5回の企画を、10月に、福島大学に会場をお借りして開催しようと、実行委員会を結成して準備が進められている。

今年は、①福島の実況、被害の状況をしっかりと確認し、被害回復と復興の課題を明確にする。②原発「0」への道筋の確認。③裁判、運動の到達点と課題の確認。といったことを課題に掲げて取り組もうと話合っている。今回は、実行委員長に日本環境会議の磯野弥生東京経済大学名誉教授、事務局長に自由法曹団の杉本朗さんに座っていただくことができた。オリンピック騒ぎの中で「復興は済んだ」などのキャンペーンを許さない、ということを念頭に置いている。(もっとも、このコロナ騒ぎで、オリンピック自体がどうなるかわからない状況ではあるけれど。)10月にはコロナ騒ぎも収まっているであろう。是非ご参加をいただきたい。

(弁護士 海部幸造)